

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
同志社大学法科大学院	2018年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか（「告示第53号」第5条）。	法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は、法律基本科目が60科目102単位、法律実務基礎科目が14科目26単位、基礎法学・隣接科目が18科目37単位、展開・先端科目が48科目96単位となっていた。	2019年度における、法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は、法律基本科目が59科目99単位、法律実務基礎科目が13科目26単位、基礎法学・隣接科目が20科目39単位、展開・先端科目が50科目100単位となっている。
	2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。	必修科目として修得すべき法律基本科目の総単位数は、A群科目につき36単位、C群科目につき28単位、計64単位である。残りの4単位については、いずれの科目群から修得してもよく、この4単位全てについて法律基本科目から履修した場合、68単位となる。したがって、法律基本科目の単位数が修了要件単位数102単位に占める割合は62.7%（64単位の場合）から66.7%（68単位の場合）の範囲となっていた。	2020年度より、必修科目として修得すべき法律基本科目の総単位数は、A群科目につき30単位、C群科目につき27単位、計57単位である。残りの5単位については、いずれの科目群から修得してもよく、この5単位全てについて法律基本科目から履修した場合、62単位となる。したがって、法律基本科目の単位数が修了要件単位数96単位に占める割合は59.4%（57単位の場合）から64.6%（62単位の場合）の範囲となっている。
	2-17 学生が各年次において履修科目として1年間に登録することのできる単位数の上限が、法令上の基	法学既修者2年次生については、入学試験の成績により履修を免除されなかった基礎科目（A群必修科目）の履修に必要	2019年度から、法学既修者2年次生については、入学試験の成績により履修を免除されなかった基礎科目（A群必修科

	準（標準 36 単位）に従って設定されているか（「告示第 53 号」第 7 条）。	な単位数について、6 単位を上限として 36 単位を超えて履修することを認める措置が講じられていた。	目）の履修に必要な単位数について、4 単位を上限として 36 単位を超えて履修することを認める措置が講じられている。
	2-42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	2012～2017 年の司法試験合格率は、全国平均の 2 分の 1 以上は確保されていた。	2018 年度の合格率は 20.3%であり、2019 年度は 7.7%となっている。
教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 1 項、第 5 項）。	認証評価の時点における専任教員数は 26 名であり、必要人数である 14 名を上回っていた。	2019 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 24 名となっている。
	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）。	認証評価の時点においては、専任教員全員が教授であった。	2019 年 5 月 1 日時点においても、専任教員全員が教授である。
	3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者	認証評価の時点においては、専任教員 26 名のうち研究者教員は 21 名であった。	2019 年 5 月 1 日時点における、専任教員は 24 名であり、そのうち研究者教員は 19 名となっている。

	3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 (「専門職」第5条)		
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価の時点においては、憲法2名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専任教員が配置されていた。	2019年5月1日時点においては、憲法1名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専任教員が配置されている。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価の時点においては、法律基本科目の必修科目では83.6%、選択科目では92.9%、全体では85.7%、基礎法学・隣接科目の65.0%、展開・先端科目の46.0%を専任教員が担当していた。	変更後(2019年度)においては、法律基本科目の必修科目では82.9%、選択科目では84.2%、全体では83.1%、基礎法学・隣接科目の60.9%、展開・先端科目の55.1%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	過去5年間で一度も競争倍率が2倍未満となったことはない。	2018年度に実施した入学者選抜(2019年度入学)においては、競争倍率が1.97倍と2倍未満となっている。